

令和5年度 倉敷市立多津美中学校の不祥事防止に向けた校内ルール

◇ 多津美中学校教職員間の目標

- 互いに相談し支え合える職場を目指し、よりよい関係の中で、言うべきことを言い、高め合う。
- 学校全体で生徒を守り、成長を支える。
- 生徒への指導は、チームでの対応を基本とし、生徒との適正な距離感を保つため、校内ルールを守る。

1 生徒や保護者への連絡方法について

- ・生徒への連絡は、原則、保護者を介して行う。メールなどを含め、携帯電話での連絡は行わない。また、生徒とSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを交換しない。
 - ※私的なメールやSNS（付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む。）を使って生徒へ連絡をしない。
- ・保護者への連絡は、原則として学校の電話から家庭（緊急時は職場）連絡をする。
- ・全校や学年全体などに連絡が必要な場合には「市の配信システム」で配信する。
- ・部活動の連絡は、各部の連絡網により行う。連絡網の最初は、必ず保護者に連絡することとし、学校の電話や市の配信システムを使用する。

2 生徒への個別指導について

- ・複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず1対1で面談等を実施する場合は、面談場所を他の教職員や管理職に伝えるとともに、校内においては、部屋の窓や扉を開けるなど密室状態にならないよう配慮する。
- ・校内または保護者在宅の生徒宅で実施する。やむを得ず校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- ・メールやSNSは、使用しない。
- ・生徒指導に関する内容は、管理職に報告する。
- ・生徒への不必要な身体接触はしない。

3 教職員の自動車への生徒の同乗について

- ・原則として、教職員の自家用車に生徒は乗せない。
- やむを得ず、生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

4 個人情報に係る書類やデータの取り扱いについて

- ・生徒や教職員の個人情報に関する書類や電子データを校外に持ち出すことは、原則として禁止する。
- ・個人のUSBは使用しない。やむを得ずUSB等により持ち出す場合には、機密保護機能付きUSBを使用し、管理職の許可を得る。

5 生徒からの集金など現金の取り扱いについて

- ・生徒や保護者から集金した現金については、速やかに通帳に入れる。
- ・現金を保管する場合には、金庫を使用する。
- ・部活動等の会計については、集金・支出を適正に行い、年度末には保護者に報告する。

6 その他

- ・個人のスマートフォンや携帯電話を、校内で持ち歩かない。原則、職員室に置いておく。

生徒・保護者向け相談窓口

教頭・養護教諭・生徒支援コーディネーター・スクールカウンセラー

※倉敷市立多津美中学校 TEL 086-429-1222